

中央労働委員会 ヒアリング資料

- ・ 労働関係紛争処理の現状と課題
- ・ 不当労働行為事件の審査手続（流れ図）
- ・ 資料
- ・ 追加資料
- ・ わが国の労使関係における労働委員会の役割

労働関係紛争処理の現状と課題

中央労働委員会会長 山口浩一郎

1 不当労働行為事件の現状

(1) 不当労働行為事件審査の手續

(2) 公労使委員及び事務局の果たす役割

(3) 不当労働行為事件処理の現状

2 適正・迅速な紛争処理に向けて

(1) 事件処理の長期化の要因

(2) 適正・迅速な解決に向けた取組みと課題

イ 中労委での取組み

ロ 全国労働委員会連絡協議会での取組み

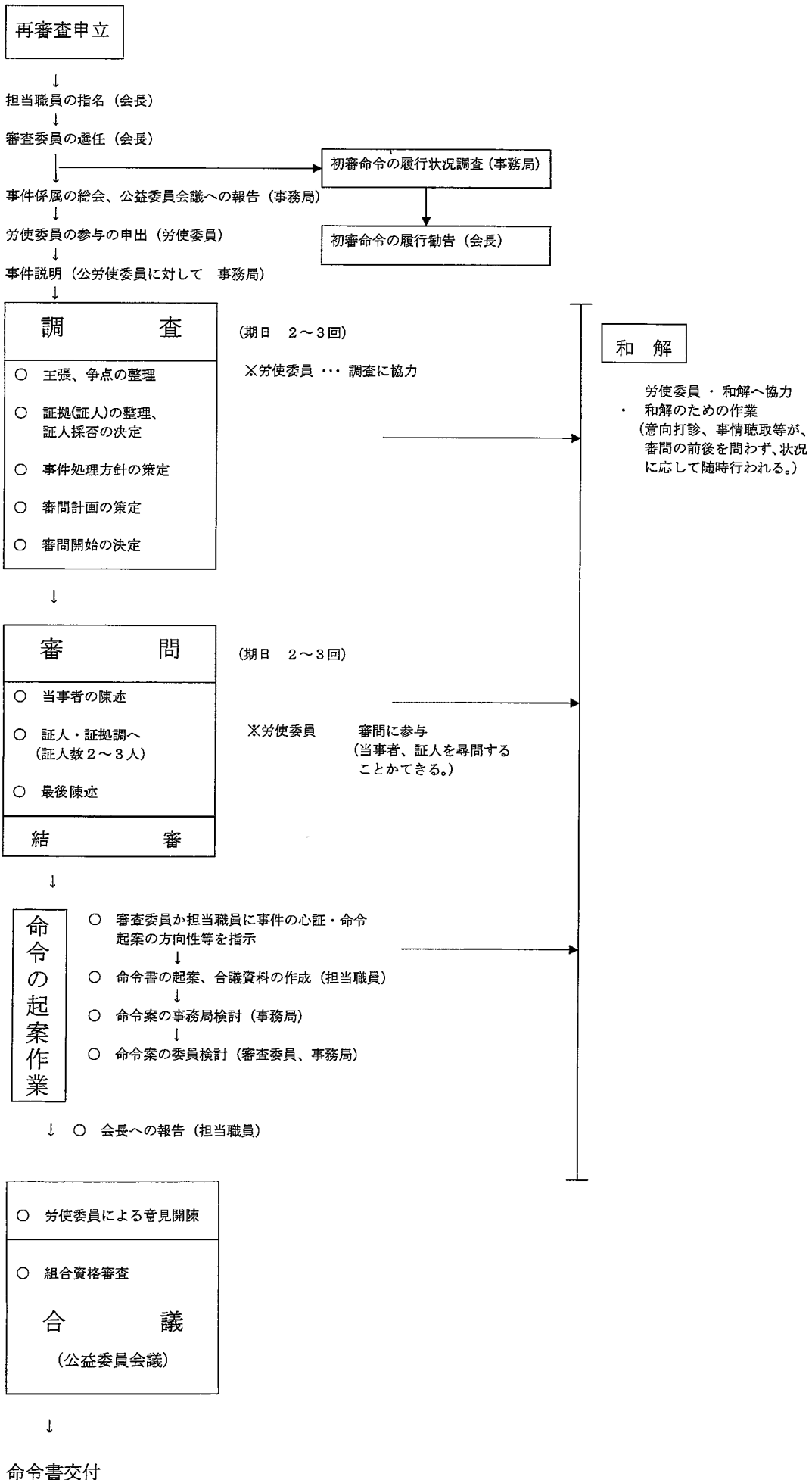
3 取消訴訟への対応

(1) 取消訴訟の現状

(2) 取消訴訟における問題点と課題

4 個別労働関係紛争処理への対応

不当労働行為事件の審査手続（流れ図）



資料

I 概要

- I-1 労働委員会制度の概要
- I-2 第26期中央労働委員会委員名簿
- I-3 不当労働行為事件の審査の制度の概要

II 不当労働行為事件の現状

- II-1 年次別取扱件数（初審）
- II-2 年次別取扱件数（再審）
- II-3 JR関係年次別取扱件数（初審・再審）
- II-4 平均処理日数（初審・再審）
- II-5 命令・決定事件段階別平均処理日数（初審・再審）
- II-6 労組法第7条該当号別申立件数及び構成比率（初審）
- II-7 労組法第7条該当号別申立件数及び構成比率（再審）
- II-8 合同労組事件取扱状況（初審・再審）（平成13年）
- II-9 命令に対する不服申立状況

III 取消訴訟の現状

- III-1 全労委行政訴訟事件数（年次別）（地労委）
- III-2 全労委行政訴訟事件数（年次別）（中労委）
- III-3 労働委員会命令に係る行政訴訟事件の取消状況

IV 調整事件の現状

- IV-1 年別調整事項数（全労委）
- IV-2 調整事件係属状況及び終結状況の推移（全労委）
- IV-3 労働争議調整事件の平均調整期間（全労委）
- IV-4 合同労組事件の概要（国営企業を除く）

V 個別的労使紛争処理の現状

- V-1 個別的労使紛争に関する各地労委の取組状況
- V-2 個別的労使紛争に関する相談・助言、あっせん件数

VI 全国労働委員会連絡協議会におけるワーキンググループの構成等

I - 1 労働委員会制度の概要

(1) 概 要

労働委員会は、労働組合法に基づいて昭和21年に設置されたわが国における代表的な労使紛争処理機関であり、労使関係の公正な調整と労使紛争の合理的解決を図ることを目的としている。

労働委員会の職務権限は、

- イ 不当労働行為事件の審査
 - ロ 労働争議の調整
 - ハ 労働組合の資格審査
- である。

(2) 労働委員会の組織機構

イ 労働委員会の数

中央労働委員会は、国の行政委員会として東京に置かれており、地方労働委員会は都道府県の行政委員会として、47都道府県にそれぞれ置かれている。

ロ 労働委員会の構成

中央労働委員会、地方労働委員会ともに、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）の三者で構成され、各側委員数は同数である。

なお、中央労働委員会は、各側15名、地方労働委員会は各側13名（東京）から各側5名まで都道府県ごとに定められた数の委員で構成されている。

ハ 委員の任命

① 中央労働委員会の委員

労働者委員については労働組合の推薦（国営企業等担当委員の場合は国営企業職員又は特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、使用者委員については使用者団体の推薦（国営企業等担当委員の場合は国営企業又は特定独立行政法人の推薦）に基づいて、公益委員については労使委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、それぞれ、内閣総理大臣が任命する。

② 地方労働委員会の委員

労働者委員については労働組合の推薦に基づいて、使用者委員については使用者団体の推薦に基づいて、公益委員については労使委員の同意を得て、それぞれ、都道府県知事が任命する。

③ 任期

委員の任期は、中央労働委員会、地方労働委員会ともに2年である。

I-2. 第26期中央労働委員会委員名簿

(平成14年1月9日現在)

区分	氏名	現職
公益委員	◎山口浩一郎	上智大学法学部教授
	◎小野旭	東京経済大学経済学部教授
	○菅野和夫	東京大学法学部教授
	岡部晃三	中央労働金庫理事長
	・今野浩一郎	学習院大学経済学部経営学科教授
	西田典之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	諏訪康雄	法政大学社会学部教授
	菊池信男	帝京大学法学部教授
	横溝正子	弁護士
	落合誠一	東京大学法学部教授
	・磯部力	東京都立大学法学部教授
	・若林之矩	労働福祉事業団理事長
・曾田多賀子	弁護士	
・林多紀子	弁護士	
・上村直子	財団法人労災ケアセンター監事	
労働者委員	服部光朗	JAM会長
	松井保彦	全国一般労働組合顧問
	中川宏一	日本労働組合総連合会参与
	寺田二郎	東京電力生活協同組合理事長
	鈴木木勝利	電機連合中央執行委員長
	河内山大作	CSG連合常任顧問
	・佐近勇	全日本郵政労働組合総合研究所所長
	・高頭進	全逓信労働者共済生活協同組合理事長
	・吾妻實	財団法人全林野会館理事長
	・坪根眞	日本私鉄労働組合総連合会中央執行委員長
	・片倉利夫	全印刷局労働組合顧問
	・石原喜久	情報産業労働組合連合会特別中央執行委員
・秋元かおる	ゼンセン同盟女性局長	
・阿部保吉	全林野労働組合顧問	
・景山実	農林水産政策研究所事務局長	
使用者委員	小川泰一	日本経営者団体連盟特別顧問
	鍵山安衛	財団法人地下鉄互助会顧問
	柏樹隆	株式会社日立製作所名誉顧問
	・白井太	通信・放送機構理事長
	・浅澤誠	石川島播磨重工業株式会社顧問
	・浅谷信	東洋紡不動産株式会社取締役社長
	・杉山幸一	三菱重工業株式会社特別顧問
	・加藤豊太郎	株式会社NTTドコモ常務取締役
	・是松恭治	新日本製鐵株式会社顧問
	・今田弘	四日市合成株式会社相談役
	・金子庸子	元株式会社資生堂顧問
	・手塚和昌	東電不動産管理株式会社取締役社長
・米田博正	全国山村振興連盟常務理事	
・山本幸助	財団法人新エネルギー財団会長	
・野中雄	水資源開発公団副総裁	

※ ◎は会長、○は会長代理、・は国営企業等担当委員を示す。

I - 3 不当労働行為事件の審査の制度の概要

(1) 不当労働行為事件の審査

労働組合、労働者の組合活動に関連する使用者の団結権侵害行為（不当労働行為）についての紛争解決手続

(2) 不当労働行為の種類

- イ 労働者の組合活動等を理由とする労働者に対する解雇その他の不利益取扱い（労組法7条1号）
- ロ 正当な理由のない団体交渉の拒否（同条2号）
- ハ 労働組合の結成・運営に対する支配介入行為（同条3号）
- ニ 報復的不利益取扱い（同条4号）

(3) 不当労働行為事件の救済手続

- イ 労働委員会は、労働組合又は労働者個人からの不当労働行為に係る救済申立てを受けて、使用者の当該行為が上記不当労働行為に該当するか否かを判断し、不当労働行為を認定したときは、使用者に対して一定の作為又は不作為を命じる（救済命令）。
- ロ 不当労働行為救済手続は、原則として二審制。中央労働委員会は、初審である地方労働委員会の命令等に対する当事者からの不服に係る再審査を行う。
- ハ 当事者は、行政処分である労働委員会の命令に対して、命令の取消訴訟を提起することもできる（ただし、使用者は、地労委命令について、再審査申立てと取消訴訟提起のいずれか一方のみをなし得る）。

Ⅱ - 1 年次別取扱件数 (初審)

(件)

年	区分	係属件数			終 結 状 況		
		前年 繰越	新規 申立	係属計	取下 和解	命令 決定	終結計
	昭和 24 年～昭和 29 年 平均	121	411	519	300	86	386
	昭和 30 年～昭和 34 年 平均	102	402	504	344	59	403
	昭和 35 年～昭和 39 年 平均	188	447	635	347	72	419
	昭和 40 年～昭和 44 年 平均	525	646	1,171	393	119	512
	昭和 45 年～昭和 49 年 平均	1,283	858	2,141	671	140	811
	昭和 50 年～昭和 54 年 平均	1,344	727	2,071	547	143	690
	昭和 55 年～昭和 59 年 平均	1,735	717	2,506	423	118	571
	昭和 60 年～平成 元年 平均	1,856	489	2,345	517	130	647
	平成 2 年～平成 6 年 平均	1,247	296	1,543	320	82	402
	平成 4 年	1,331	267	1,598	583	62	645
	平成 5 年	953	317	1,270	247	75	322
	平成 6 年	948	349	1,297	190	73	263
	平成 7 年	1,034	313	1,347	196	96	292
	平成 8 年	1,055	327	1,382	214	91	305
	平成 9 年	1,076	332	1,408	300	87	387
	平成 10 年	1,021	354	1,375	265	88	353
	平成 11 年	1,022	405	1,427	265	93	358
	平成 12 年	1,069	384	1,453	294	98	392
	平成 13 年	1,061	341	1,402	292	229	521

Ⅱ－2 年次別取扱件数（再審）

（件）

年	区分	係属件数			終 結 状 況		
		前年 繰越	新規 申立	係属計	取下 和解	命令 決定	終結計
	昭和24年～昭和29年平均	9	38	46	18	16	34
	昭和30年～昭和34年平均	20	30	50	18	12	30
	昭和35年～昭和39年平均	25	32	57	18	7	25
	昭和40年～昭和44年平均	82	72	154	46	19	65
	昭和45年～昭和49年平均	112	79	191	56	25	81
	昭和50年～昭和54年平均	148	87	235	48	17	65
	昭和55年～昭和59年平均	224	75	299	53	18	71
	昭和60年～平成元年平均	204	82	286	54	23	78
	平成2年～平成6年平均	257	56	313	37	16	52
	平成4年	283	39	322	57	19	76
	平成5年	246	46	292	24	18	42
	平成6年	250	49	299	20	20	40
	平成7年	259	53	312	25	22	47
	平成8年	265	50	315	14	27	41
	平成9年	274	52	326	22	23	45
	平成10年	281	51	332	25	30	55
	平成11年	277	51	328	26	31	57
	平成12年	271	64	335	41	15	56
	平成13年	279	64	343	38	26	64

II-3 JR関係年次別取扱件数（初審・再審）

（初審）

（件）

区分 年	係属件数			終結状況		
	前年 繰越	新規 申立	係属計	取下 和解	命令 決定	終結計
62	—	165(1)	165(1)	6	0	6
63	159(1)	56	215(1)	14	7	21
元	194(1)	32	226(1)	8	101(1)	109(1)
2	117	21	138	2	37	39
3	99	30	129	1	17	18
4	111	27	138	2	8	10
5	128	15	143	3	23	26
6	117	29(1)	146(1)	3	19	22
7	124(1)	13	137(1)	5	15	20
8	117(1)	8	125(1)	6	7	13
9	112(1)	11	123(1)	10	17	27
10	96(1)	3	99(1)	3	13(1)	16(1)
11	83	7	90	1	4	5
12	85	16	101	1	5	6
13	95	13	108	0	10	10
累計		446(2)		65	283(2)	348(2)

（再審）

（件）

区分 年	係属件数			終結状況		
	前年 繰越	新規 申立	係属計	取下 和解	命令 決定	終結計
63	—	8	8	0	1	1
元	7	67	74	2	0	2
2	72	32	104	0	0	0
3	104	16	120	0	0	0
4	120	6	126	0	0	0
5	126	17	143	0	3	3
6	140	10	150	0	11	11
7	139	8	147	3	7	10
8	137	8	145	0	12	12
9	133	13	146	0	7	7
10	139	10	149	4	7	11
11	138	8	146	7	6	13
12	133	7	140	12	2	14
13	126	9	135	5	5	10
累計		219		33	61	94

（注）（ ）内の数字は、申立後に分離した事件で外数である。

Ⅱ－４ 平均処理日数(初審・再審)

(日)

区分		年										
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
初 審	総平均	1,307	1,888	990	905	827	800	790	873	748	642	2,995
	命令・決定	1,179	955	1,273	1,211	1,056	1,327	1,002	1,116	1,040	996	5,621
	取下・和解	1,345	1,988	903	787	715	579	728	792	645	525	937
再 審	総平均	936	1,559	1,720	1,092	1,222	1,477	1,211	1,877	1,692	1,675	1,258
	命令・決定	985	1,243	2,424	1,476	1,388	1,905	1,763	2,458	1,853	1,456	1,154
	取下・和解	917	1,665	1,191	708	1,075	651	635	1,181	1,499	1,755	1,329

(注) 「平均処理日数」は、当該年に終結した事件について係属から終結までの日数を平均したものである。

Ⅱ－５ 命令・決定事件段階別平均処理日数(初審・再審)

(初審)

(日、%)

区分		申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
年					
	平成11年	139 (13)	616 (58)	312 (29)	*1,067 (100)
	平成12年	161 (17)	531 (55)	274 (28)	* 966 (100)
	平成13年	231 (20)	624 (55)	288 (25)	*1,143 (100)

(再審)

(日、%)

区分		申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
年					
平	全 事 件	269 (15)	99 (5)	1,501 (80)	*1,869 (100)
11	JR事件を除いたもの	220 (17)	91 (7)	965 (76)	*1,276 (100)
平	全 事 件	257 (18)	64 (4)	1,135 (78)	*1,456 (100)
12	JR事件を除いたもの	263 (21)	60 (5)	915 (74)	*1,238 (100)
平	全 事 件	287 (22)	115 (9)	881 (69)	*1,283 (100)
13	JR事件を除いたもの	279 (24)	100 (8)	807 (68)	*1,186 (100)

(注) *は審問を経ないで命令・決定した事件を含まない。したがって、必ずしも命令・決定事件の平均処理日数とは一致しない。

Ⅱ - 6 労組法第7条該当号別申立件数及び構成比率 (初審)

(件、%)

区分		年					構成比率				
		9	10	11	12	13	9	10	11	12	13
件数		332	354	405	384	341	100	100	100	100	100
大分類	1号関係	191	212	258	244	188	58	60	64	64	55
	2号関係	181	211	234	237	221	55	60	58	62	65
	3号関係	221	188	233	230	187	67	53	58	60	55
	4号関係	6	5	9	15	11	2	1	2	4	3
内訳	1号	30	56	46	43	33	9	16	11	11	10
	2号	65	83	89	77	87	20	23	22	20	26
	3号	24	17	17	12	19	7	5	4	3	5
	4号	1	—	—	1	1	0	—	—	0	0
	1・2号	15	24	32	30	30	5	7	8	8	9
	1・3号	94	66	101	83	60	28	19	25	21	18
	1・4号	—	3	4	—	2	—	1	1	—	1
	2・3号	50	42	39	49	45	15	12	10	13	13
	2・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3・4号	1	—	1	—	1	0	—	0	—	0
	1・2・3号	48	61	72	75	56	14	17	18	20	16
	1・2・4号	—	—	1	3	1	—	—	0	1	0
	1・3・4号	2	1	2	8	4	1	0	0	2	1
	2・3・4号	—	—	1	1	—	—	—	0	0	—
	1・2・3・4号	2	1	—	2	2	1	0	—	1	1

- (注) ① 大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、申立件数とは一致しない。
 ② 大分類の構成比率は、申立件数に対するものである。

Ⅱ - 7 労組法第7条該当号別申立件数及び構成比率 (再審)

(件、%)

区 分		年					構 成 比 率				
		9	10	11	12	13	9	10	11	12	13
件 数		52	51	51	64	64	100	100	100	100	100
大 分 類	1号関係	29	39	37	48	49	56	76	73	75	77
	2号関係	25	29	26	39	35	48	57	51	61	55
	3号関係	37	45	48	40	49	71	88	94	63	77
	4号関係	2	—	1	1	2	4	—	2	1	3
内 内 訳	1 号	3	1	1	6	3	6	2	2	9	5
	2 号	9	3	2	10	7	17	6	4	16	11
	3 号	11	2	3	1	2	21	4	6	1	3
	4 号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2 号	2	2	—	7	4	4	4	—	11	6
	1・3 号	12	19	21	17	22	23	37	41	27	34
	1・4 号	1	—	—	1	1	2	—	—	1	2
	2・3 号	3	7	9	5	6	6	14	18	8	9
	2・4 号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3・4 号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2・3号	10	17	14	17	18	19	33	27	27	28
	1・2・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・3・4号	—	—	—	—	1	—	—	—	—	2
	2・3・4号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1・2・3・4号	1	—	1	—	—	2	—	2	—	—

- (注) ① 大分類の各号別関係件数は、内訳の申立号別件数を各号別関係に整理し集計したものであり、申立件数とは一致しない。
 ② 大分類の構成比率は、申立件数に対するものである。

Ⅱ－８ 合同労組事件取扱件数(初審・再審)(平成13年)

(件)

	新規係属事件	うち合同労組事件	
			うち駆込み訴え事件
初 審	341	166 (48.7%)	38 (11.1%) <22.9%>
再 審	64	29 (45.3%)	5 (7.8%) <17.2%>

(注1) ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

(注2) ()内は新規係属事件に対する割合
< >内は合同労組事件に対する割合

Ⅱ-9 命令に対する不服申立状況

[初審命令・決定]

(件、%)

年	区分	労働者側提起					使用者側提起					
		命令・決定書数 (①)	不服申立件数			不服率 ②/①×100 (%)	命令・決定書数 (①)	不服申立件数			不服率 ②/①×100 (%)	
			再審査	行訴	再審査・行訴計 (②)			再審査	行訴	計 (②)		
4		34	8	0	0	8	24	40	31	0	31	78
5		37	8	1	0	9	24	50	38	7	45	90
6		44	15	2	1	18	41	43	31	5	36	84
7		46	16	0	0	16	35	55	34	13	47	85
8		43	18	3	1	22	51	49	33	6	39	80
9		53	16	1	3	20	38	54	30	11	41	76
10		48	25	1	0	26	54	44	26	7	33	75
11		51	21	4	0	25	49	51	30	5	35	69
12		56	25	2	1	28	50	52	32	8	40	77
13		146	27	4	0	31	21	57	32	9	41	72
計		558	179	18	6	203	36	495	317	71	388	78

[再審命令・決定]

(件、%)

年	区分	労働者側提起			使用者側提起		
		命令・決定書数 (①)	行訴 (②)	不服率 ②/①×100 (%)	命令・決定書数 (①)	行訴 (②)	不服率 ②/①×100 (%)
4		13	2	15	12	8	67
5		12	3	25	13	10	77
6		10	5	50	20	14	70
7		18	7	39	22	15	68
8		17	6	35	20	17	85
9		14	2	14	16	14	88
10		16	3	19	22	18	82
11		23	5	22	21	12	57
12		12	2	17	7	4	57
13		16	5	31	14	11	79
計		151	40	26	167	123	74

(注) ① 「命令・決定書数」は、当該年の命令・決定のうち労使それぞれが不服申立てをなし得るものの数である。

[初審命令・決定]

労働者側＝申立てを棄却し、又は却下したものの数（一部の棄却、却下を含む。）

使用者側＝労働者側の申立てを認容したものの数（一部認容を含む。）

[再審命令・決定]

労働者側＝「申立てを棄却し、又は却下したものの数」＋「使用者側の申立てを認容したものの数」

使用者側＝「労働者側の申立てを認容したものの数」＋「使用者側の申立てを棄却し、又は却下したものの数」

(いずれも、一部の認容、棄却及び却下を含む。)

② 「再審査」、「行訴」及び「再審査・行訴」の件数についてはその年に出された命令・決定に対するものを計上しているため、翌年に申立て又は提起されたものが含まれる。

Ⅲ－１ 全労委行政訴訟事件数（年次別）（地労委）

（件）

区 分			地 労 委											
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
第 一 審	係 属	前 年 繰 越	31	26	18	18	19	22	20	23	18	17	13	
		提 起	7	2	8	8	12	13	13	11	6	14	13	
		係 属 計	38	28	26	26	31	35	33	34	24	31	26	
第 二 審	終 結	取 下 ・ 和 解	7	6	5	5	2	8	6	4	3	10	4	
		判 決	5	4	3	2	7	7	4	12	4	8	7	
		終 結 計	12	10	8	7	9	15	10	16	7	18	11	
控 訴	係 属	前 年 繰 越	22	14	6	5	5	9	8	4	16	4	6	
		提 起	7	2	4	2	9	5	4	14	2	6	6	
		係 属 計	29	16	10	7	14	14	12	18	18	10	12	
第 二 審	終 結	取 下 ・ 和 解	4	1	2			3	1	1			1	
		判 決	11	9	3	2	5	3	7	1	14	4	5	
		終 結 計	15	10	5	2	5	6	8	2	14	4	6	
上 告	係 属	前 年 繰 越	7	6	11	12	10	6	8	6	2	4	3	
		提 起	6	7	4	2	4	2	6		8	2	2	
		係 属 計	13	13	15	14	14	8	14	6	10	6	5	
	終 結	前 年 繰 越										3	3	
		受 理 申 立										9	2	3
		係 属 計										9	5	6
第 二 審	終 結	取 下 ・ 和 解	1		1				1		1			
		判 決	6	2	2	4	8		7	4	5	3	3	
		終 結 計	7	2	3	4	8	0	8	4	6	3	3	
	終 結	取 下										1		
		決 定										5	2	2
		終 結 計										6	2	2
係 属 合 計			80	57	51	47	59	57	59	58	52	47	43	
終 結 合 計			34	22	16	13	22	21	26	22	27	25	20	

（注）係属・終結合計には、上告受理の申立・決定件数を含めていない。

Ⅲ-2 全労委行政訴訟事件数（年次別）（中労委）

（件）

区 分		年 別	中 労 委											
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
第 一	係 属	前 年 繰 越	29	20	22	24	30	47	62	65	55	54	46	
		提 起	3	13	9	16	23	29	14	21	18	7	12	
		係 属 計	32	33	31	40	53	76	76	86	73	61	58	
審 結	終 結	取 下 ・ 和 解	10	9	4	6	1	3	5	7	11	8	15	
		判 決	2	2	3	4	5	11	6	24	8	7	14	
		終 結 計	12	11	7	10	6	14	11	31	19	15	29	
控 訴	係 属	前 年 繰 越	15	7	5	3	6	6	8	11	10	6	4	
		提 起	2	2	3	5	5	11	5	5	4	4	14	
		係 属 計	17	9	8	8	11	17	13	16	14	10	18	
審 結	終 結	取 下 ・ 和 解	5					1		4	3		1	
		判 決	5	4	5	2	5	8	2	2	5	6	5	
		終 結 計	10	4	5	2	5	9	2	6	8	6	6	
上 告	係 属	前 年 繰 越	4	8	9	9	9	6	10	4	3	2	7	
		提 起	6	3	4	2	4	7	1	2	2	7	1	
		係 属 計	10	11	13	11	13	13	11	6	5	9	8	
	終 結	前 年 繰 越	/									3	6	
		受 理 申 立										3	6	1
		係 属 計										3	9	7
審 結	終 結	取 下 ・ 和 解	1		3						1			
		判 決	1	2	1	2	7	3	7	3	1	2	2	
		終 結 計	2	2	4	2	7	3	7	3	2	2	2	
	終 結	取 下	/									1		
		決 定										2	1	
		終 結 計										0	3	1
係 属 合 計			59	53	52	59	77	106	100	108	92	80	84	
終 結 合 計			24	17	16	14	18	26	20	40	30	23	37	

（注）係属・終結合計には、上告受理の申立・決定件数は含めていない。

Ⅲ－３ 労働委員会命令に係る行政訴訟事件の取消状況

[地労委]

(件、%)

区分		年										計
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
第一審判決	判決	5(4)	4(4)	3(2)	2(1)	7(6)	7(7)	4(3)	12(10)	4(4)	8(7)	56(48)
	却下						1					1
	棄却	4	2	2	1	3	6	3	7	4	6	38
	一部取消	1(1)		1(0)		2(2)		1(1)	5(4)		1(1)	11(9)
	全部取消		2(2)		1(0)	2(1)					1(0)	6(3)
	取消率											21(16)

[中労委]

(件、%)

区分		年										計
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
第一審判決	判決	2(2)	2(1)	3(3)	4(4)	5(5)	11(10)	6(6)	24(2)	8(8)	7(3)	72(44)
	却下						1		8			9
	棄却		2	1	2	5	7	3	1	5	3	29
	一部取消			2(2)	1(1)		2(2)	3(3)	1(1)	3(3)	2(2)	14(14)
	全部取消	2(2)			1(1)		1(1)		14(0)		2(0)	20(4)
	取消率											38(25)

(注)①取消率 = $\frac{\text{一部取消} \times 1/2 + \text{全部取消(件)}}{\text{判決(件)}}$

②()内は、JR関係事件を除いた数値(却下、棄却については除く)。

IV-1 年別調整事項数(全労委)

(単位:項目)

年		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	
調整事項							
組合承認・組合活動	a	35 4.1%	61 5.9%	31 2.7%	25 2.2%	23 2.1%	
協約締結・全面改定	b	10 1.2%	20 1.9%	13 1.1%	22 1.9%	33 3.0%	
協約効力・解釈	c	11 1.3%	11 1.1%	20 1.8%	10 0.9%	23 2.1%	
賃金等	賃金増額	d	93 10.9%	110 10.7%	107 9.5%	89 7.8%	105 9.5%
	一時金	e	94 11.0%	110 10.7%	138 12.2%	133 11.6%	124 11.2%
	諸手当	f	23 2.7%	28 2.7%	41 3.6%	44 3.8%	52 4.7%
	その他賃金に関するもの	g	46 5.4%	74 7.2%	86 7.6%	99 8.7%	91 8.2%
	退職一時金・年金	h	19 2.2%	20 1.9%	33 2.9%	33 2.9%	43 3.9%
	解雇・休業手当	i	14 1.6%	9 0.9%	12 1.1%	14 1.2%	14 1.3%
	小計		289 34.0%	351 34.0%	417 36.8%	412 36.0%	429 38.7%
	給与以外						
労働時間	j	10 1.2%	30 2.9%	14 1.2%	9 0.8%	7 0.6%	
休日・休暇	k	11 1.3%	26 2.5%	21 1.9%	10 0.9%	21 1.9%	
作業方法の変更	l	3 0.4%	2 0.2%	4 0.4%	2 0.2%	3 0.3%	
定年制	m	8 0.9%	7 0.7%	11 1.0%	3 0.3%	6 0.5%	
その他の労働条件	n	9 1.1%	15 1.5%	23 2.0%	15 1.3%	11 1.0%	
小計		41 4.8%	80 7.8%	73 6.4%	39 3.4%	48 4.3%	
経営又は人事	事業休廃止	o	19 2.2%	13 1.3%	15 1.3%	12 1.0%	17 1.5%
	企業合併・事業譲渡	p	3 0.4%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	2 0.2%
	人員整理	q	2 0.2%	15 1.5%	17 1.5%	36 3.1%	25 2.3%
	配置転換	r	25 2.9%	25 2.4%	37 3.3%	29 2.5%	29 2.6%
	解雇	s	130 15.3%	91 8.8%	143 12.6%	145 12.7%	114 10.3%
	その他の経営人事	t	31 3.6%	59 5.7%	31 2.7%	47 4.1%	60 5.4%
	小計		210 24.7%	204 19.8%	243 21.5%	270 23.6%	247 22.3%
福利厚生	u	4 0.5%	4 0.4%	3 0.3%	7 0.6%	5 0.5%	
団交促進	v	230 27.0%	258 25.0%	306 27.0%	317 27.7%	264 23.8%	
事前協議制	w	3 0.4%	8 0.8%	3 0.3%	10 0.9%	12 1.1%	
その他	x	18 2.1%	35 3.4%	23 2.0%	31 2.7%	25 2.3%	
総計		851 100.0%	1,032 100.0%	1,132 100.0%	1,143 100.0%	1,109 100.0%	
総事件数		516	518	617	661	613	
平均調整事項数(1件あたり)		1.65	1.99	1.83	1.73	1.81	

注)平成10年4月より一部変更した開始報告の記入要領に従い、平成8年、9年の事件についても修正済みである。

変更前の記入要領では、例えば団交促進の内容が一時金であり、申請者が調整の場で団交促進とともに当該一時金の解決を求めている場合であっても、開始報告では団交促進のみを調整事項として記入していたため、変更後は一時金も調整事項に追加するよう修正した。

IV-2 調整事件係属状況及び終結状況の推移（全労委）

（単位：件）

年	状況	係属状況						終結状況			合計	解決率
		前年 繰越	新規係属件数			計	合計	取下	解決	不調 打切		
			あっせん	調停	仲裁							
平成3年		71(5)	330	13(9)	9(9)	352(18)	423(23)	71	157(9)	111(9)	339(18)	58.6%
平成4年		84(5)	331	19(15)	9(9)	359(24)	443(29)	75	167(9)	116(9)	358(18)	59.0%
平成5年		85(11)	513(1)	30(9)	9(9)	552(19)	637(30)	141(1)	227(9)	137(10)	505(20)	62.4%
平成6年		132(10)	474	35(9)	9(9)	518(18)	650(28)	180	206(9)	161(9)	547(18)	56.1%
平成7年		103(10)	466	29(9)	10(9)	505(18)	608(28)	126	214(9)	161(9)	501(18)	57.1%
平成8年		107(10)	477	30(10)	9(9)	516(19)	623(29)	118	218(10)	190(9)	526(19)	53.4%
平成9年		97(10)	488	21(9)	9(9)	518(18)	615(28)	112	224(9)	173(9)	509(18)	56.4%
平成10年		106(10)	571	28(9)	18(9)	617(18)	723(28)	118	317(9)	158(9)	593(18)	66.7%
平成11年		130(10)	625	24(9)	12(9)	661(18)	791(28)	148	292(9)	238(9)	678(18)	55.1%
平成12年		113(10)	567	33(10)	13(9)	613(19)	726(29)	132	263(10)	204(9)	600(19)	56.4%

（注1）（ ）内は国営事件で内数。

（注2）解決率は、取下を除く終結件数に対する解決件数の比率。

IV-3 労働争議調整事件の平均調整期間（全労委）

（単位：日）

区分 年	あっせん		調停		仲裁	
	全労委	中労委	全労委	中労委	全労委	中労委
3	48.8 (34.6)	28.0 (28.0)	10.8 (10.8)	6.7 (6.7)	29.0 (29.0)	29.0 (29.0)
4	56.2 (31.6)	11.3 (11.3)	27.6 (16.2)	7.1 (7.1)	45.0 (45.0)	45.0 (45.0)
5	44.5 (29.9)	18.2 (18.2)	30.6 (26.4)	8.1 (8.1)	43.0 (43.0)	43.0 (43.0)
6	44.4 (30.8)	12.5 (12.5)	27.5 (24.8)	9.5 (9.5)	50.0 (50.0)	50.0 (50.0)
7	48.4 (32.1)	7.5 (7.5)	26.3 (22.6)	8.1 (8.1)	41.0 (41.0)	41.0 (41.0)
8	53.0 (34.5)	13.0 (13.0)	37.1 (26.5)	9.3 (9.3)	50.0 (50.0)	50.0 (50.0)
9	52.5 (35.9)	6.5 (6.5)	28.7 (21.4)	6.0 (6.0)	50.0 (50.0)	50.0 (50.0)
10	51.5 (36.3)	47.0 (47.0)	41.0 (27.9)	5.0 (5.0)	52.8 (45.5)	43.0 (43.0)
11	48.0 (34.3)	8.0 (8.0)	28.3 (27.0)	12.2 (12.2)	46.9 (46.9)	49.0 (49.0)
12	48.8 (34.6)	71.4 (34.8)	30.4 (29.5)	12.5 (12.5)	47.5 (39.9)	29.0 (29.0)

(注1) 調整期間は調整員指名日から終結までの日数。

(注2) 集計対象は、取下げを除く終結事件のうち、係属日数1年以上の事件を除いたもの。

(注3) ()内は期間が2ヶ月を越えたものについて61日として計算した。

IV-4 合同労組事件の概要（国営企業を除く）

（単位：件）

事件 年	全事件	合同労組事件	駆け込み訴え事件
平成8年	497	235 (47.3%)	83 (16.7%) <35.3%>
平成9年	500	262 (52.4%)	99 (19.8%) <37.8%>
平成10年	599	313 (52.3%)	126 (21.0%) <40.3%>
平成11年	643	372 (57.9%)	134 (20.8%) <36.0%>
平成12年	594	317 (53.4%)	143 (24.1%) <45.1%>

(注1) ここで集計対象とした合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

(注2) ()内は新規係属事件に対する割合
< >内は合同労組事件に対する割合

V-1 個別的労使紛争に関する各地労委の取組状況

(平成14年1月31日現在)

地労委	施行日	制定形式	サービス内容
北海道	10月1日	要綱・要領(注1)	あつせん
青森	10月1日	要綱・要領	あつせん
秋田	平成14年1月1日	要綱・要領	あつせん
山形	10月1日	要綱・要領	あつせん
福島	4月1日	要綱・規程	相談・あつせん
茨城	10月1日	要綱・要領	あつせん
栃木	10月1日	要綱・要領	あつせん
群馬	10月1日	要綱・要領	あつせん
千葉	平成14年1月1日	要綱・要領	あつせん
山梨	10月1日	要綱・要領	あつせん
静岡	5月1日	要綱・要領	あつせん
富山	10月1日	要綱・要領	相談・あつせん
岐阜	10月1日	規則・事務処理要領(注2)	あつせん
愛知	4月1日	要綱・要領	あつせん
三重	12月1日	要綱・要領	あつせん
滋賀	8月16日	要綱・要領	あつせん
奈良	平成14年1月4日	要綱・要領	あつせん
和歌山	10月1日	要綱・要領	あつせん
島根	平成14年1月1日	要綱・要領	助言・あつせん
岡山	8月1日	要綱・要領	相談・あつせん
広島	10月10日	条例・規則・要綱(注2)	あつせん
山口	10月1日	要綱・要領	あつせん
徳島	平成14年1月1日	要綱・要領	あつせん
香川	10月1日	要綱・要領	相談・あつせん
高知	4月1日	要綱・要領	相談・あつせん
佐賀	平成14年1月4日	要領	あつせん

(注)1 この「要綱」は都道府県知事が定め、「要領」は各地方労働委員会が定めている。

2 この「規則」は地方自治法第15条により都道府県知事が定め、「事務処理要領」及び「要綱」は地方労働委員会が定めている。

なお、施行日に年の記載のないものは平成13年に施行されたものである。

V-2 個別的労使紛争に関する相談・助言、あっせん件数

(平成14年1月31日現在)

地労委	相談・助言	あっせん					
	計	計	解決	打切	取下	不開始	係属中
北海道	-	12	8	1	1	0	2
青森	-	2	0	0	0	0	2
秋田	-	1	0	0	1	0	0
山形	-	2	0	0	0	2	0
福島	73	5	2	0	0	3	0
茨城	-	3	0	2	1	0	0
栃木	-	4	3	0	0	1	0
群馬	-	3	2	1	0	0	0
千葉	-	0	0	0	0	0	0
山梨	-	1	0	1	0	0	0
静岡	-	9	5	3	1	0	0
富山	16	4	0	0	1	2	1
岐阜	-	2	2	0	0	0	0
愛知	-	10	5	0	1	3	1
三重	-	0	0	0	0	0	0
滋賀	-	8	2	1	0	1	4
奈良	-	4	0	0	2	0	2
和歌山	-	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0
岡山	6	5	2	1	0	2	0
広島	-	1	1	0	0	0	0
山口	-	0	0	0	0	0	0
徳島	-	0	0	0	0	0	0
香川	7	1	0	1	0	0	0
高知	43	6	0	3	2	1	0
佐賀	-	0	0	0	0	0	0
総計	145	83	32	14	10	15	12

注1 「相談・助言」は実施地労委のみである。

注2 1件の相談・助言又はあっせんで複数の項目にわたる場合も、1件と集計した。

VI 全国労働委員会連絡協議会における ワーキンググループの構成等

1. 検討体制

(1) 制度基本問題関係

- ・制度基本問題検討ワーキンググループ（公益委員9名、労使委員各9名）

- ├─ 研究者助言チーム（4名）
- ├─ 自治事務化問題実情調査チーム（事務局8名）
- └─ 個別的労使紛争解決サービス支援チーム（公益委員4名、労使委員各1名、事務局7名）

(2) 実務改善事項関係

- ・命令書モデル作成等ワーキンググループ（公益委員4名、事務局8名）
- ・研修・データベース改善ワーキンググループ（公益委員4名、事務局8名）

2. 検討事項

(1) 制度基本問題WG

- ① 地労委事務の自治事務化に伴う権限・事務の変更の検討
- ② 基本問題の検討
 - ・強制権限の行使要件
 - ・命令の実効性確保の措置
 - ・再審査及び行政訴訟のあり方

(2) 実務改善事項WG

- ・命令書モデル作成、研修の体系化等

3. 設置根拠

ワーキンググループは、全労委運営委員会の小委員会として設置

4. 検討期限等

検討期限は最大限2年間とし、検討結果を全労委運営委員会へ報告する。

追加資料

- 1 業種別申立件数（平成13年）（初審）
- 2 地労委別取扱件数（平成13年）（初審）

1 業種別申立件数 (平成13年) (初審)

(件)

分類番号	業 種	計
A	農 業	
B	林 業	
C	漁 業	
03	漁 業	
04	水産養殖業	
D	鉱山業	
05	金 業	
06	石炭業	
07	原油業	
08	非金属業	
E	建設業	4
F	製造業	689
12	食品製造業	
13	飲料製造業	
14	繊維工業	3
15	衣服製造業	
16	木材業	
17	家具業	3
18	パルプ・紙業	1
19	出版・印刷業	10
20	化学工業	3
21	石油製品業	5
22	プラスチック製品業	
23	ゴム製品業	
24	ゴム製品業	1
25	皮革業	4
26	窯業	1
27	鉄業	
28	鉄業	6
29	一般機械器具業	8
30	電気機械器具業	8
31	輸送機械器具業	1
32	精密機械器具業	1
33	精密機械器具業	
34	その他製造業	4
G	電気・ガス・熱供給・水道業	
35	電力業	
36	ガス業	
37	熱供給業	
38	水道業	
H	運輸・通信業	77
39	鉄道業	11
40-1	道路旅客運送業 (バス専業)	6

(件)

分類番号	業 種	計
40-2	ハイヤー・タクシー業	28
41	道路貨物運送業	23
42	水路貨物運送業	3
43	航空運輸業	
44	航空貨物運送業	
45	運輸に付帯するサービス業	3
46	郵便業	1
47	電気通信業	2
I	卸売・小売業, 飲食店	33
J	金融・保険業	9
K	不動産業	2
L	サービス業	114
72	洗濯・理容・浴場業	
73	洗車業	
74	その他の生活関連サービス業	2
75	旅館, その他の宿泊業	2
76	娯楽業	4
77	自動車整備業	
78	機械・器具修理業	1
79	機械・器具貸借業	1
80	映画・ビデオ制作業	1
81	物映放ソフ	
82	放送業	6
83	広告業	
84	専門サービス業	5
85	協同組合	5
86	その他の事業サービス業 (建物サービス業)	11
87	廃棄物処理業	5
88	医療業	16
89	保険業	1
90	社会保険, 社会福祉	12
91	教育 (自動車教習所を含む)	36
92	学術研究	1
93	宗教学	
94	政治・経済・文化団体	2
95	その他サービス業	1
96	外国公	2
小 計		307
M	公 務	27
98-1	地方公務 (都道府県機関)	11
98-2	地方公務 (市町村機関)	16
N	分類不能の産業	7
計		341

(注) 業種別は平成6年4月1日施行の日本標準産業分類による。

2 地労委別取扱件数(平成13年)(初審)

(件)

区分 労委	係属件数			終結状況		
	前年 繰越	新規 申立	係属計	取下 和解	命令 決定	終結計
北海道	9	25	34	19	1	20
青森	5	3	8	6	0	6
岩手	15	0	15	5	2	7
宮城	13	0	13	1	1	2
秋田	4	2	6	2	2	4
山形	1	1	2	2	0	2
福島	1	2	3	1	1	2
茨城	2	5	7	1	0	1
栃木	1	2	3	1	0	1
群馬	3	0	3	2	0	2
埼玉	12	10	22	6	3	9
千葉	7	3	10	2	2	4
東京都	396	96	492	83	22	105
神奈川県	40	18	58	19	9	28
新潟	6	4	10	3	2	5
山梨	1	1	2	0	1	1
長野	1	5	6	0	0	0
静岡県	5	1	6	3	0	3
富山	8	0	8	1	3	4
石川	2	3	5	1	1	2
福井	0	0	0	0	0	0
岐阜	1	1	2	0	0	0
愛知	7	9	16	2	2	4
三重	2	1	3	1	0	1
滋賀	1	0	1	1	0	1
京都	7	6	13	6	4	10
大阪	200	82	282	62	37	99
兵庫県	23	8	31	12	4	16
奈良	2	3	5	0	0	0
和歌山	0	3	3	1	1	2
鳥取	2	1	3	0	2	2
島根	0	0	0	0	0	0
岡山	7	5	12	2	1	3
広島	5	16	21	11	1	12
山口	0	1	1	0	0	0
徳島	0	2	2	0	0	0
香川	4	0	4	2	0	2
愛媛	1	1	2	2	0	2
高知	15	0	15	0	1	1
福岡	134	7	141	7	123	130
佐賀	82	1	83	13	0	13
長崎	3	3	6	4	0	4
熊本	3	1	4	2	1	3
大分	7	3	10	2	1	3
宮崎	7	2	9	0	0	0
鹿児島	15	0	15	3	0	3
沖縄	1	4	5	1	1	2
計	1,061	341	1,402	292	229	521

わが国の労使関係における 労働委員会の役割

山口 浩一郎

(上智大学教授)

労働委員会の主な任務は労働争議の調整と不当労働行為の審査である。この論文は争議の調整（調整事件）における活動を、①基幹産業の紛争解決、②春闘相場形成への関与、③自主交渉方式の確立と要約し、不当労働行為の審査（審査事件）における活動を、①レッドパーズ事件への対処、②解雇事件とバックペイ、③団交拒否と使用者概念の拡張、④複数組合と賃金差別、⑤国鉄民営化の後始末、⑥和解による解決と要約している。さらに国営企業の新賃金決定について、民賃準拠の確保と間接的団体交渉の保障を指摘している。これまでの歴史をふりかえりつつ、随所で労働委員会はそれなりの役割をはたしてきたという評価が示される。

目次

- I はしがき
- II 調整事件における推移
- III 審査事件における推移
- IV 国営企業の新賃金紛争の調整

I はしがき

労働委員会は、労働争議の調整と不当労働行為の審査を主たる任務とする、公労使の代表からなる三者構成の機関である。昭和20年の旧労組法によって、このような機関が設けられた。その今日にいたる50年間の活動を歴史的に回顧するのが、本稿に与えられた課題である。数量的にとらえると、労働委員会の活動は表1と表2のとおりであり、それにつきている。しかし、本稿では、もう少し時代の流れにそって定性的な分析を試みたい。

その際参考となるのは、昨年10月に公表された労使関係法研究会の「我が国における労使紛争の解決と労働委員会制度の在り方に関する報告」である。この報告書は、労働委員会のはたした役割を、①戦後の対立的労使関係における労使紛争

の調整、②共存的労使関係への変化のなかでの不当労働行為事件の審査、③春闘の高揚と賃金紛争の調整、④国鉄の分割民営化の過程での不当労働行為事件の審査、と要約している¹⁾。

本稿も、このような観点から、個別の事例に多少ふれつつ過去にさかのぼり、これまでの労使関係における労働委員会の役割をふりかえることとする。

II 調整事件における推移

1 基幹産業の紛争解決

労働委員会制度が旧労組法によって設けられたとき（昭和20年。実際の活動は21年4月から）、わが国経済は戦後インフレの真ただ中にあり、賃金の引上げや手当の増額を求める争議がいたるところで発生していた。敗戦後たちまちのうちに組織された労働組合は、経営の民主化を要求し生産管理闘争をおこなっていた²⁾。

当時は公務員にも争議権がみとめられていたの
で、労働運動の主力は官公労であった。とくに、
昭和22年初めから最低賃金制の確立等12項目の

表1 不当労働行為審査事件と労働争議調整事件の推移（新規申立）

（単位：件）

年	労働争議総件数	不当労働行為審査事件	労働争議調整事件
24	1,414	320	1,300
25	1,487	526	1,114
26	1,186	287	1,034
27	1,233	320	1,052
28	1,277	394	1,071
29	1,247	445	1,023
30	1,345	397	1,124
31	1,330	267	1,030
32	1,680	429	1,341
33	1,864	443	1,177
34	1,709	374	1,300
35	2,222	392	1,201
36	2,483	491	1,829
37	2,287	518	1,625
38	2,016	403	1,443
39	2,422	430	1,483
40	3,051	572	1,698
41	3,687	660	1,621
42	3,024	730	1,482
43	3,882	591	1,458
44	5,283	676	1,648
45	4,551	1,483	1,554
46	6,861	569	1,768
47	5,808	928	1,718
48	9,459	596	1,632
49	10,462	714	2,249
50	8,435	929	1,877
51	7,974	730	1,528
52	6,060	729	1,270
53	5,416	685	1,137
54	4,026	563	854
55	4,376	778	999
56	7,660	595	943
57	7,477	576	1,164
58	5,562	1,333	975
59	4,480	572	736
60	4,826	560	689
61	2,002	546	673
62	1,839	578	787
63	1,879	430	531
元	1,868	331	437
2	2,071	274	374
3	1,292	272	352
4	1,138	267	359
5	1,084	317	552
6	1,136	349	518
7	1,200	313	505
8	1,240	327	516
9	1,334	332	518
10	1,164	354	617

資料出所：中労委事務局「労働委員会年報」「労働争議統計調査年報告」。

注：1) 昭和24年の不当労働行為救済申立件数は6～12月の合計件数である。

2) 昭和24年～同33年の労働争議調整新規申立件数は年度の件数である。

要求を掲げ官公吏 250 万人が参加しておこなわれた「2・1スト」は、ほとんど社会体制をくつがえすところまでいった。このストを契機に、公共部門は争議行為が禁止される特別法（公務員法、公労法）の体制下におかれることとなったが、民間部門では相変わらず激しい争議が続いていた。労働委員会の最初の仕事は、このような争議の調整（「止め男」）であった。なかでも、産業復興のためには、電力や石炭のようなエネルギー産業の労使関係の安定が要請されていた。

表3および表4の示すとおり、これらの産業では毎年大争議が発生した。電源スト、停電スト、保安ストなどが野放図におこなわれ、調整はいつも難航し、GHQが乗りだすこともあった。これは独立後の昭和27年に電産と炭労の長期ストで頂点に達し、炭労の争議にはじめて緊急調整が発動された。この経験から翌年スト規制法の制定をみて、産業復興に必要な基幹産業の労使関係が安定した。

ちょうどこのころからエネルギー資源の転換がはじまっていたので、石炭産業はその影響をうけた。この象徴が昭和35年の三井三池の大争議である。これは、2000人の人員整理に端を発し、組合が分裂して暴力事件がくり返されるなど激しい争議に発展した事件である。中労委のあっせんも最初は成功せず、会長が辞任した後再度のあっせんでようやく解決をみた。職場闘争という戦術で闘われたこの争議の終結は、同時に「戦後」労働運動の終焉でもあった。

2 春闘相場の形成

昭和30年代からはじまった春闘は、経済の高度成長と相まって、昭和40年代・50年代とわが国の賃金決定に大きな影響を与えた。これは、労働組合が賃上げについて一定時期に共通の要求を掲げて団体交渉をおこなうことであるが、特徴的なのは他産業や他組合への波及効果の大きい組合をパターンセッターとする戦術である。この点からみて、民間企業の調整で逸することができないのは、私鉄と繊維の賃金交渉である。双方とも全国的に存在し、規模も大企業から中小企業に及んでいるし、私鉄は社会的影響が大きく、繊維は代

表2 不当労働行為審査事件と労働争議調整事件の推移
(係属件数)

(単位：件)

年	不当労働行為審査事件	労働争議調整事件
24	320	—
25	692	—
26	480	—
27	383	—
28	442	—
29	579	—
30	533	—
31	448	—
32	527	—
33	541	—
34	473	1,371
35	524	1,257
36	640	1,904
37	711	1,693
38	647	1,519
39	650	1,525
40	842	1,738
41	1,026	1,684
42	1,261	1,534
43	1,283	1,512
44	1,440	1,698
45	2,421	1,609
46	2,198	1,840
47	2,510	1,797
48	1,829	1,704
49	1,747	2,307
50	2,102	2,019
51	2,147	1,601
52	2,198	1,345
53	1,987	1,215
54	1,921	966
55	2,135	1,081
56	2,214	1,029
57	2,257	1,280
58	3,079	1,113
59	2,847	852
60	2,916	809
61	2,283	751
62	2,238	873
63	2,262	699
元	2,026	549
2	1,839	462
3	1,708	423
4	1,598	443
5	1,270	637
6	1,297	650
7	1,347	608
8	1,382	623
9	1,408	615
10	1,375	723

資料出所：中労委事務局「労働委員会年報」。

注：1) 昭和24年の不当労働行為審査事件係属件数は、6～12月の合計である。

2) 昭和33年以前の労働争議調整事件係属件数は不明である。

表3 電力産業の争議調整

時期	組合	紛争事項	結 末
昭和21.9	電産	最低賃金制要求	中労委の調停により解決
22.8	電産	スライド制要求	半年にわたる調整の後、中労委のあっせんにより解決
23.7	電産	賃金スライドの引上げ要求	中労委の調停不調、GHQの勧告により自主解決
24.1	電産	本格的賃金スライド制要求	中労委の調停により解決
2	電産	労働協約問題	中労委の調整、調停は不調だったが、その後のあっせんで解決
3	電産	退職金問題	中労委のあっせんで解決
6	電産	本人給の増額要求	中労委のあっせんで解決
10	電産	ベース改訂要求	中労委のあっせんで解決
12	電産	越年資金要求	中労委のあっせんで解決
25.11	電産	年末手当要求	中労委のあっせんで解決
26.6	電産	労働協約の改正要求	中労委のあっせんで解決
7	電産	ベア要求	中労委のあっせんで解決
11	電産	越年資金要求	中労委のあっせんで解決
27.4	電産	基準賃金の改訂要求	半年にわたる中労委の調整、調停により解決

資料出所：労使関係法研究会報告書の付属資料より作成。

表4 石炭鉱業の争議調整

時期	組合	紛争事項	結 末
昭和21.3	高萩労組	生産管理実施	茨城地労委調査、自主解決
7	高萩労組	坑長の転任問題	茨城地労委の調停で解決
8	全炭・北海道支部	平均賃金の引上げ要求	政府の勧告の後、北海道地労委の調停で解決
22.3	全鉱	最低賃金制要求	中労委のあっせんで解決
5	別子労組	臨時貸付金・退職慰労金の要求	愛媛地労委の調停により解決
24.8	全鉱	賃金改訂要求	中労委のあっせん成功せず、その後自主解決
12	炭労	賃金引上げ要求	中労委の調停不調、その後自主解決
26.7	炭労	基準内賃金引上げ要求	中労委のあっせん成功せず、GHQの要望で自主解決
27.4	全鉱	賃金改訂要求	中労委のあっせん成功せず、その後自主解決
8	炭労	賃金改訂要求	緊急調整発動の後、中労委のあっせんで解決
28.8	新向山労組	全員解雇	佐賀地労委のあっせんで解決
31.2	炭労	賃金改訂要求	中労委のあっせんで解決
32.6	杵島労組	企業再建	佐賀地労委のあっせんで解決
12	炭労	賃金・家族手当の引上げ要求	中労委のあっせんで解決

資料出所：労使関係法研究会報告書の付属資料より作成。

表的な輸出産業であった。

私鉄では、私鉄総連によって統一要求がなされ、昭和22年から50年代の初めまで30年にわたり、毎年中労委の調整をうけてきた（例外は昭和43年の1回。この年は自主交渉で解決）。交渉そのものは支障なくおこなわれても、内容的になかなか妥結にはいたらなかったのである。それは対象企業

がバラエティにとんでいたからであるが（2,3社から100社のときまであった）、昭和40年代には、集団交渉グループの使用者側からあっせん申請がなされ、中労委が大手13社をまとめて職権あっせんをおこなうというパターンが確立した。40年代後半には、中労委のあっせん案が提示されると、当事者が直ちにこれをのんで妥結するのが普

表5 春闘における交通関係労働組合の活動と調整の状況 (昭和49年)

私鉄総連	賃金引上げ、 夏期臨時給等	4/11～12 第2波48時間 スト 227組合 (大手13 組合) (うち大手9組合 完全実施)	大手が初の48時間スト。 鉄道関係3384万人に影響。	4/6 使側、中央集団交渉9社につき中労委 にあっせん申請 (臨給は8社)。対角線 交渉4社につき職権あっせん (臨給につ いては5社)。
		4/16～17 第3波48時間 スト 125組合 (大手1 組合) (うち完全実施102 組合 (大手1組合))	中央集団交渉9社 京帝、京浜、名鉄、西鉄 は対角線交渉	4/13 中労委、あっせん案提示 (西鉄には別 個に提示)。使側、15日受諾回答。労側、 19日受諾回答。西鉄、使側、拒否回答。 労側、19日受諾回答。
				4/19 中労委、西鉄労使に会長申入れ。使側、 22日あっせん案受諾回答。中小は6/18ま でに解決。 11/29 あっせん案第3項の第二基本給問題に つき使側 (大手10社)、中労委に調停申請。 (50年) 3/4 中労委、調停開始。 4/28 中労委、調停委員会意見提示。春闘後、 交渉をおこなうことに。 10/28 労使委員の対立のため、調停不調。同 日、調停委員長意見提示。労使、受諾。
国 労	新賃金要求 (賃金引上げ 等) スト権奪還	3/1 第1波統一スト (24時間スト) 285拠点	動力車と合わせ 旅客運休 1万1682本 貨物運休 4869本	4/8 当局、新賃金につき公労委に調停申請。 4/13 公労委、調停委員長見解提示。労使委 員、拒否。
		3/26 第2波統一スト (半日スト) 192カ所	動力車と合わせ 旅客運休 4579本 貨物運休 2589本	5/9 公労委、仲裁裁定提示。臨時総会決議 により仲裁移行。
		4/9～13 第3波統一スト (96時間スト等) 約3600 カ所	8日から14日の影響 動力車と合わせ 貨物運休 2万3982本 旅客運休 6万3187本 11日 71単産約227万人 12日 27単産約102万人 13日 60単産約144万人 4/11日～13日、いわゆる 「交通ゼネスト」	6/29 配分交渉、妥結。
動力車	新賃金要求 (賃金引上げ 等) スト権奪還	3/1 第1波統一スト (24時間スト) 67拠点	公務員共闘、4/11 全1 日スト、13日に半日スト 実施	4/8 当局、新賃金につき公労委に調停申請。 4/13 公労委、調停委員長見解提示。労使委 員、拒否。 5/9 公労委、仲裁裁定提示。臨時総会決議 により仲裁移行。 6/29 配分交渉、妥結。
		3/26 第2波統一スト (半日スト等) 64カ所		
		4/9～13 第3波統一スト (96時間スト) 約260カ 所		

資料出所：労使関係法研究会報告書の付属資料より作成。

通になっていた (表5)。

繊維も、昭和30年代後半からは、春闘のなかで毎年賃金交渉をおこなってきた。綿紡、化繊、羊毛と事情の異なるグループがあるため、団体交渉は別個になされてきたが、調整をうけることが最も少なかった綿紡部会でも、昭和50年代の初めまでに14回のあっせん、調停をうけている (化繊は20回、羊毛は17回)。これらの過程で、私鉄と同じく労働委員会の調整を尊重する慣行が形

成されていったが、同時に集団交渉方式が確立された。昭和48年には連合交渉に関する協定が締結され、賃金・一時金はもちろん、定年延長や労災の付加給付問題もこのような方式で決定されることになった。

石油危機後のインフレ期ということもあって、昭和49年には、春闘の賃上げ率は32.9% (2万8000円) となった。かつてない「大幅賃上げ」の実現であった。この年は、金属労協 (IMF-JC) が

「集中決戦」を組織した最初の年でもあった。このなかで、私鉄を含む交通関係の労働組合が展開した活動と、労働委員会がおこなった調整をまとめたものが表5である。

3 自主交渉方式の確立とその後

春闘が発展していくにつれ、賃金交渉の重点は鉄鋼、造船、自動車、電器といった輸出産業に移っていった。それに応じて、これらの労働組合が結成した金属労協の指導力が増大し、第三者機関の関与なしに賃金決定をおこなう自主交渉の慣行が拡大されていった。このため、ついに昭和52年には、私鉄も繊維もこの方式に転換した。以後、春闘による賃金決定は、民間企業に関するがぎり、自主交渉方式のもとにおこなわれることになったのである。これは、労働委員会にとっては、調整の時代の終わりと審査の時代の到来をつげるものであった(表1および表2)³⁾。

自主交渉方式の確立以後、賃金以外の紛争に関する調整事件がふえている。労働時間短縮や定年延長が重要な事項になったためか、これらあるいは他の事項について団交促進を求める調整事件が目につく。調整事件の中心が中小企業に移ったことを示すものでもあろう。

III 審査事件における推移

1 レッドバージと企業整備

不当労働行為の審査(審査事件)は、昭和20年の旧労組法の時代から存在したが、昭和24年の現行法までは科罰主義でしくみが違っていたので、同列に比較することはできない⁴⁾。

現行労組法になってから、審査事件で労働委員会が最初に直面したのはレッドバージ事件である。これは、昭和25年7月のマスコミ関係を第1陣とし、電力、石炭その他一般産業と、ほとんどの産業においてとられた措置で、共産党員とその同調者を解雇することである。これらの者の多くは当時の労働組合の中心的な活動家であったが、この措置はGHQの指令にもとづくものといわれていただけに、占領体制下では微妙な問題とならざ

るをえなかった。

処理の統一を期するため中労委が初審として審査したが、思想を理由とする解雇は不当労働行為の問題ではないと判断したためか、事案の内容にたち入らず却下命令をだしている(電産岐阜事件・中労委昭25・11・29命令)。一方、当時の経済状況から企業整備のための解雇がおこなわれ、そのなかで共産党員やその同調者が対象になっている事件もかなりあった。これらについては通常の審査がなされ、トラブルメーカーといわれるような行動があったかどうかが判断され、しかるべき場合には救済命令がでていく(東芝労連事件・中労委昭25・3・4命令)。

2 解雇事件とバックペイ

なんといっても、不当労働行為の基本的な類型は組合活動を理由とする解雇である。表6の示すように、昭和30年代は解雇事件が審査事件の主流をしめていた。労働委員会は、解雇が組合活動を「理由」とした場合だけでなく、単なる「動機」(ないし「原因」)である場合にもちゅうちょなく不当労働行為の成立を肯定し、原職復帰とバックペイ(復帰までの賃金支払い)を命じてきた。こうして、組合活動が関係している解雇には必要な救済が与えられてきたが、その際、労働委員会は、原職復帰を命じた労働者に別途えた収入(いわゆる中間収入)があっても、それを控除せず包括的な救済を与えてきた。

ところが、裁判所によると、中間収入を控除しない救済命令は原状回復の限度をこえ違法である(米軍調達部東京支部事件・最三小昭37・9・18判決)。中労委は従来の実務的取扱いを維持すべく公益委員会議による申合わせをおこなったが(昭37・12・19)、裁判所の十分な賛同はえられなかった(第二鳩タクシー事件・最大昭52・2・23判決)。その後、判例は全額バックペイを違法とするもとの線にもどりつつあるようである(京都淡路交通事件・最二小昭52・5・2判決、あけぼのタクシー事件・最一小昭62・4・2判決)。

3 使用者概念の拡大と団交拒否事件

審査事件の件数は昭和40年代から増加がめだつ

表6 類型別不当労働行為審査事件数(新規申立)

(単位:件)

年	事件総数	解 雇	昇 格 ・ 昇 給	配 転 ・ 出 向	団交拒否	支配介入	そ の 他
昭和25年	558 100%	409 73%	4 1%	6 1%	58 10%	78 14%	25 4%
昭和30年	385 100%	199 52%	5 1%	15 4%	52 14%	121 31%	30 8%
昭和35年	358 100%	146 41%	11 3%	23 6%	84 23%	161 45%	57 16%
昭和40年	578 100%	223 39%	31 5%	64 11%	133 23%	251 43%	142 25%
昭和45年	1,488 100%	140 9%	660 44%	42 3%	159 11%	934 63%	1,082 73%
昭和50年	934 100%	165 18%	138 15%	71 8%	230 25%	440 47%	309 33%
昭和55年	781 100%	108 14%	42 5%	38 5%	170 22%	263 34%	412 53%
昭和60年	564 100%	92 16%	37 7%	36 6%	185 33%	243 43%	239 42%
平成2年	278 100%	52 19%	36 13%	24 9%	93 33%	152 55%	89 32%
平成7年	315 100%	67 21%	27 9%	29 9%	155 49%	186 59%	103 33%
平成9年	334 100%	77 23%	34 10%	23 7%	163 49%	185 55%	81 24%

資料出所:労働省労政局労働法規課。

注:1) 下段は、総事件数のうち各類型別割合である。

2) 各類型別件数は、類型ごとに重複している場合があるため、その合計が事件総数とは一致しない場合がある。

ていたが(表1および表2)、内容的にも、解雇事件のほかに団交拒否事件や支配介入事件の増加がめだつようになった。それは、経済の高度成長の過程で企業活動が活発になり、親子会社や関連会社など企業の組織化・系列化が進んだことと関係がある。このように複数の企業が相互に密接に連携して活動している場合、問題の解決のためには、労働組合は実質的に決定権を有する企業を交渉相手とせざるをえないが、法的にこのようなことが可能かどうかということである。つまり、親会社にも団体交渉に応じる義務があるのかどうかという問題である。団交拒否の事件は今日でも少なくないが、そのかなりの部分は使用者概念をめぐる事件である。

最初にこのような事態が争われた事件で、労働委員会は比較的簡単に、雇用関係のない請負の場合注文者は使用者にあたらなとして、積極的な対応の必要性をみとめなかった(油研工業事件・

神奈川地労委昭42・5・12命令)。これにたいし、裁判所は、このような場合にも事実上の支配従属関係があれば、注文者も労組法上の使用者であるとしたので(同事件・最一小昭51・5・6判決)労働委員会もたちまち積極的な立場をとるようになった(中日放送事件・最一小昭51・5・6判決、阪神観光事件・最一小昭62・2・26判決)。

この結果、労働委員会は、最近派遣労働者について派遣先会社の使用者性を肯定するという思いきった対応をしているが(朝日放送事件・大阪地労委昭53・5・26命令)、今度は裁判所がこれに追随している(同事件・最三小平7・2・28判決)。

4 複数組合と賃金差別事件

複数組合の事件は昭和50年代からふえてきて、現在でも多い。民間企業における同盟の伸長、連合結成時の全労連系組合の離脱など、労働組合の組織変動が基因になっている。労働委員会によっ

ては、係属事件の半分近くがこの種の事件だという指摘もある⁵⁾。昭和40年代後半を境として現在にいたるまで、解雇事件と支配介入事件の地位が逆転しているのは、組合間差別が支配介入にあたると判断されているからであろう。

複数組合の事件は団交拒否という形のものもあるが、典型的には、一方の組合員にたいする昇給、昇格、賞与などにおける査定上の差別、すなわち賃金差別の問題である。このような事実があれば、個々の組合員にとっては不利益取扱い、組合にとっては支配介入になることは疑いがない。

問題は差別の認定方法であるが、労働委員会は「大量観察方法」とよばれる独特の方法を採用している。これは、組合員を二つの集団（通常は所属組合ごと）にわけ、その間の査定や格づけの分布を比較し、分布が異常であれば、特段の合理的理由がないかぎり差別と判断するという方法である。これによると、相関関係がかなり機械的かつ容易に判断できるので、労働委員会は例外なくこの方法を用いている（紅屋商事事件・中労委昭52・12・21命令）。議論はあるが、一応裁判所も支持している（同事件・最二小昭61・1・24判決）。

5 国鉄民営化の後始末

行政改革の一環として、昭和59年以降、日本専売公社を皮切りに三公社が次々と民営化された。国鉄の場合は、日本国有鉄道改革法等特別法が制定され、①新しく株式会社（JR）を設立し事業を承継する、②承継法人の職員は国鉄職員のなかから募集する、③国鉄は採用候補者名簿を作成し承継法人の設立委員に提出する、④設立委員は採用候補者名簿のなかから職員を採用する、とされていた。

ところが、この過程で、民営化に反対してきた国労の組合員の採用が他の組合の組合員に比し顕著に少なかったため、このような措置は組合間差別で不利益取扱いであるとして、JR各社を相手に国労から不当労働行為の救済申立がなされた（表7）。労働委員会は、国鉄の採用候補者名簿不登載とJR各社の不採用を不当労働行為とした。これが現在行政訴訟で争われている。昭和60年代から今日まで、労働委員会は、いわば国鉄民営

表7 JR関係不当労働行為審査事件数（新規申立）

（単位：件）

年	初 審	再 審
62	165	0
63	56	8
元	32	67
2	21	32
3	30	16
4	27	6
5	15	17
6	29	10
7	13	8
8	8	8
9	11	13
10	3	10

資料出所：中労委事務局「労働委員会年報」。

化の後始末をさせられているのである。

6 和解による解決

審査事件を一貫している大きな特徴は、和解による解決のしめる比率が高いことである。和解率は初審で80%前後、再審査でも70%前後にも及ぶ（表8、ここ数年は低下）。バランスのとれた解決が可能であることからいって、労使関係では和解という最終決着は極めてすぐれている。その意味で、この数字は注目値するものである。労働委員会が三者構成であることのメリットが、この点に最も如実にあらわれているといえよう。

IV 国営企業の新賃金紛争の調整

1 給与準則下の団体交渉

国営企業の職員については、民間企業の場合と同様に、賃金等の労働条件は団体交渉で決定できるようになっている。団体交渉が妥結せず紛争が生じた場合、あつせん、調停、仲裁の手続が用意されていることも、民間企業と同じである。ただ、国営企業の予算は国会の議決事項であるので、労働協約によるにせよ、仲裁裁定によるにせよ、新しく経費の支出をとまなうものは国会の審議権との調整をはかる必要がある。

そこで、国営企業職員の賃金については給与準

表9 賃上げの推移

年次	有額回答	仲裁裁定	民間企業	人事院勧告
昭60	2.85	4.91	5.03	7.84
61	2.78	4.34	4.55	4.35
62	—	3.51	3.56	3.50
63	2.58	4.36	4.43	4.39
平元	3.27	5.14	5.17	5.16
2	3.70	5.92	5.94	5.70
3	3.67	5.64	5.65	5.88
4	3.34	5.07	4.95	4.83
5	3.11	3.91	3.89	3.86
6	2.38	3.14	3.13	3.11
7	2.25	2.84	2.83	2.78
8	2.23	3.10	2.86	2.80
9	2.20	2.88	2.90	2.84
10	2.17	2.65	2.66	2.56

資料出所 中労委、労働省、人事院。

注 各数字は定昇または定昇相当額込み。

3 国営企業における新賃金決定の特徴

国営企業の新賃金の決定について、次のような特徴が指摘できる。

(1)民間賃金準拠方式 国営企業職員の賃金決定において考慮すべき要素として、「国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の事情」(給特法3条2項)が定められている。このうち、労働委員会が仲裁で重視してきたのは民間労働者の賃金である(いわゆる民賃準拠。表9)。民間賃金との水準比較は、①前年6月現在の所定内賃金のデータを民間と国営企業の双方について収集・整理し、②前年の春季賃上げによる補正を加え、③性、学歴、年齢によるラスパイレス方式で国営企業と民間企業の規模100人以上全産業計とを対比する、というやり方でなされる。これを基礎に、その年の民間企業の賃上げ動向(事務局の独自調査による)を把握し、他の必要な事項を総合勘案したものが、調停における解決案(調停委員長見解)である。

(2)調停における実質的解決 形式的には新賃金は仲裁裁定によって決定されるが、仲裁裁定は調停委員長見解(調停段階での解決案)とつねに同一である。このことは新賃金の決定手続は実質的には調停で終了していることを示唆している。重要なことは、このような形での決着を労使双方が了解していることである。解決案の提示までには、調停委員長(公益委員)を仲介者として、主

張のすり合わせ、提案、説得、妥協、了承など折り合い(accomodation)とよばれるすべての過程がふまれている。全体としてみると、新賃金の決定は間接的な団体交渉といえるものである。

(3)完全実施 仲裁裁定についても一つ重要なことは、裁定どおり実施されてきたということである。「政府は、仲裁裁定が実施されるようできる限り努力しなければならない」(国労法35条)という規定に従って、政府が努力してきた結果でもあるが、仲裁という新賃金の決定方式が妥当なシステムで有効に機能していることを示している。ここでは、労働委員会という第三者機関の実効性が発揮され、労使関係の安定に寄与している。

- 1) 同報告書9-15頁。
- 2) 初期におこなわれた有名なものが読売新聞社の争議であるが、事例はこれだけにとどまらない。
- 3) 表1では昭和52年の調整事件数はそれほど劇的に落ちこんではいないが、中労委でみると、52年は前年の約3分の1である。
- 4) 旧労組法時代には全体で1,017件の提訴があり、労働委員会が検察庁に処罰請求したのは69件、検察庁が裁判所へ起訴したのが37件、1審で有罪となったのは19件である。
- 5) 参考文献[4]27頁。
- 6) ただし、①能率の向上により収入が予定より増加するか、または経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額または経費の節減額を給与として支給するとき(いわゆる業績賞与)、②中労委の裁定があった場合、裁定の実施に必要な金額を給与として支給するときは、予算に定められておりかつ所定の手続をふめば、給与総額の制限の適用が除外される(給特法5条但書)。
- 7) 公企業が存在していた時代は、このしくみは三公社(国鉄、電電、専売)についても同じであった。

参考文献

- [1]中央労働委員会『労委 10年の歩みを語る』昭和 31 年。
- [2]全国労働委員会連絡協議会事務局『労働委員会の 20 年』昭和 41 年。
- [3]全国労働委員会連絡協議会『労働委員会の 30 年』昭和 51 年。
- [4]全国労働委員会連絡協議会『労働委員会 40 年の歩み』昭和 61 年。
- [5]全国労働委員会連絡協議会『労働委員会 50 年の歩み』平成 8 年。
- [6]中労委事務局「労働委員会の課題と展望」中央労働時報 897 号臨時増刊(労働委員会制度 50 周年記念号)平成 7 年。
- [7]国営企業労働委員会事務局「公共企業体等労働委員会の回顧」昭和 63 年。
- [8]白井晋太郎『労働委員会制度の沿革と課題』近代労働経済研究会, 平成元年。

やまぐち・こういちろう 1936 年生まれ。東北大学法学部卒業。上智大学法学部教授。主な著書に『労働組合法(第 2 版)』(1996 年, 有斐閣)など。労働法・比較法専攻。

【日本労働研究雑誌】テーマ指定投稿の募集

【日本労働研究雑誌】では、特集の充実を図るため、下記のテーマにつき投稿を募集いたします。審査のうえ採択された投稿は、原則としてテーマ関連の特集号に掲載いたします。投稿手続きおよび審査方法は通常の投稿(表紙裏の投稿規程参照)と同様です。特集テーマおよび掲載号につきましては変更することもありますので、ご了承ください。なお、特集内容以外の投稿も引き続き歓迎しています。

記

【日本労働研究雑誌】2000 年特集テーマ予定

掲載号	特集テーマ	原稿締め切り日
2000 年		
5 月号	セクシュアル・ハラスメント	1999 年 12 月末日
6 月号	労働者意識とモチベーション	2000 年 1 月末日
7 月号	所得(賃金)格差・経済格差	2 月末日
8 月号	歴史研究/日本の雇用慣行	3 月末日
9 月号	新会計制度	4 月末日
10 月号	公共部門の再編と労働	5 月末日
12 月号	労働組合	7 月末日